

4月号 (535号)

X夫とY女は結婚して10年になり、9歳になる娘と5歳になる息子がいる。Xはハウスメーカーに勤めていたが、2年ほど前から不況のあおりを受けて会社の業績は悪化の一途をたどり、ついに給料の支払も滞るようになった。XはそれをYに言えず、こっそり転職活動をしていたが、家にお金を入れられなくなったことから、だんだんと夫婦間の喧嘩が絶えなくなった。Xは飲酒の量が増え、時折声を荒げたりすることもあり、また一度は暴れた拍子に振り回した手がYの目に当たってしまい、しばらく青あざが消えなかったこともあった。そんな日々には耐えかねたYは、ある日2人の子どもを連れて実家に帰り、ほどなくして離婚したいとXに伝えた。長女はYの意見に素直に従う傾向があり、Xに会いたいとは明確には言わないのに対して、長男はXを慕い、Xに会えずにさみしい、みんなでまた一緒に暮らしたいと言っている。Xとしては、離婚は仕方ないにしても、子どもとは離れたくないと思っている。Yは、子どもは2人とも絶対に手放さない、姉弟は一緒に暮らした方がよいと思っている。

- (1) XとYの間の利害対立(家庭内)紛争を調整・解決するための手続には、どのようなものがあるか。
- (2) XとYは話し合いの末に、離婚すること、2人の子どもの親権者をYとすること、Yは月に1回第2土曜日にXが2人の子どもと1日過ごすことを認めること、Xは子の監護に関する費用(養育費)として毎月1人当たり2万円を支払うことを合意する離婚協議書を作成した。XもYもしばらくはこの約束を守っていたが、Yが、長女が嫌がっているとして子どもたちをXに会わせなくなったことから、Xも養育費を支払わなくなった。Yとしてはせめて養育費だけはちゃんと払ってほしいと思っているが、そのためにどのような法的手段がとれるか。